

日教組香川 2021.8



発行所 日教組香川教職員組合
〒760-0008 高松市中野町15-24
佐藤ビル1F
TEL 087-802-1640
FAX 087-802-1642
URL <http://www.jtu-k.com/>
E-mail jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp
発行人 嶋村太伸
毎月1日発行

7.1県議会文教厚生委員会 時間外在校等時間が明らかになったが… 小中教員の360時間超は把握できず



三野県議、香小中研の問題を追求

7月1日(木)、三野康祐県議(立憲みらい)は、県議会文教厚生委員会で、日教組香川の要請を受けて、教職員の働き方改革について、質問を行いました。

今回の県教委の答弁から、昨年度の教職員の勤務時間の実態が少し明らかになりましたが、一方、県教委は小中学校の教職員の勤務実態に関しては、市町教委の管轄であるとし、詳細に調査・集約していない実態も明らかになりました。今後、教職員の勤務実態を把握するよう要求していきます。

また、県教委自ら長時間勤務の一因になると指摘した香小中研問題について、今回の答弁でも教員の負担になっている面もあると認識しているとしました。単なる自主的な研究団体に学校現場が振り回されている現状を改善するために、日教組香川は香小中研があくまで自主的な研究団体であり、加入未加入も自由であることをきちんと提示し、勤務時間外での自主的活動に終始することを要求していきます。

以下、その質問(要約)と答弁記録です。

働き方改革プランの改定は、「時間外勤務が、原則として、月45時間、年間360時間を超える教職員をゼロにする。」のみ変更した

三野県議「教職員の働き方改革について何う。先生方も、

色々なことを要望されて大変な状況ではないかと思っている。まず、初めに教職員の働き方改革プランについて何う。平成30年3月に策定され、括弧書きで令和2年4月改定と書いている。この令和2年4月に改定された部分は、どこなのか

香教組でもない、香教連でもない、高教組でもない
全国で一番なかまの多い
日教組香川へ



日教組香川HPへ

同う」
教育長「委員御指摘のとおり、平成30年3月に策定し、令和2年4月に改定している。改定した部分は7ページで、「めざすところ」すなわち究極的な目標を書いている部分である。この部分について、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる給特法に基づく文部科学大臣指針（令和2年2月17日）において、時間外在校等時間の上限時間の原則が示されたことを踏まえて、当初は「①時間外勤務時間が月45時間超の教職員を現状の半数以下とすること、②時間外勤務時間が月80時間超の教職員をゼロにすること」としていたものを、この指針を受け、「**時間外勤務が、原則として、月45時間、年間360時間を超える教職員をゼロにする。**」に変えたものである」

時間外在校等時間が年間360時間を超える教員の割合は、高等学校では64.6%、特別支援学校では9.3%、小中学校は把握していない

三野県議「時間外勤務が月45時間超、80時間超える教員の割合を新しい数値に更新するべきだと考える。また、月45時間を超え、80時間超えの最大と最小の月の割合、年間360時間超えの割合を教えてください」

教育長「県立学校では、令和2年度に実施した時間外勤務状況調査によると、時間外在校等時間が月45時間を超えている教員の割合は、県立中学校を含む高等学校等では10月が54.9%と最も高く、5月が3.7%と最も低くなっている。特別支援学校では10月が8.1%と最も高く、8月が0.1%と最も低くなっている。ただし、4月と5月は、新型コロナウイルス感染症防止のための臨時休校措置がとられていた時期であるため、この二月を除くと、県立中学校を含む高等学校等でも特別支援学校と同様に、8月が31.9%と最も低くなっている

月80時間を超えている教員の割合は、県立中学校を含む高等学校では10月が23.7%と最も高く、5月が0.9%と最も低い。特別支援学校は、月80時間を超えている教員はほとんどいないという状況である。ただし、4月と5月は、臨時休校措置がとられていた時期であるため、この二月を除くと、県立中学校を含む高等学校等では2月が8.1%と最も低くなっている。

また、**時間外在校等時間が年間360時間を超える教員の割合は、高等学校では64.6%、特別支援学校では9.3%、全体では47.5%となっている。**

小・中学校については、年2回実施している教職員の働き方改革状況調査において、市町教育委員会に対し各月の勤務実態の報告をお願いしており、現時点で勤務状況を把握している期間は、平成31年4月から令和2年10月までである。

この期間において、月45時間を超えている教員の割合は、小学校は令和元年5月が81.7%、中学校は令和元年4月が79.5%と最も高い。逆に最も低いのは、小学校は夏季休業中である令和元年8月の0.4%、中学校はコロナ禍で臨時休校措置がとられていた令和2年5月の1.3%であり、臨時休校措置の時期を除くと、中学校も令和元年8月の3.7%が一番低い。

月80時間を超えている教員の割合は、小学校、中学校ともに、授業の遅れを取り戻したり、延期していた行事を実施したりした令和2年10月が最も高く、小学校は22.5%、中学校は32.2%である。最も低いのは、小学校は夏季休業中である令和元年8月の0%、中学校は、コロナで臨時休校措置がとられていた令和2年5月の0.2%であり、臨時休校措置の時期を除くと、中学校も令和元年8月の0.9%が最も低いという結果である。

また、**年間360時間を超えている教員の割合については、学校は把握しているが、県教委としては、市町教育委員会から提出される調査票の設計上、現段階ではそれが入っていないので、把握していない**

時間外勤務時間が年間360時間を超えている教諭の割合
 (県立学校)

教諭等	R 2
	360h超
高校等	64.6%
特 支	9.3%
全 体	47.5%

時間外在校等時間が月45時間を超えている教諭等の割合
 (義務教育)

教諭等	R 2. 10		R 3. 5	
	45h超	80h超	45h超	80h超
小学校	80.7%	22.5%	65.9%	7.8%
中学校	77.2%	32.2%	74.3%	25.0%

年休取得5日以上の取組みに関しては、引き続き校長会等の場を利用して積極的な取得・活用を促していきたい

三野県議「年休取得について、民間職場では、2019年（平成31年）4月から、年休取得5日の義務化が実施された。違反した場合は、従業員1人あたり最大30万円の罰金が企業に科されることになっている。県内の教育職員の年休5日未満の教育職員は、何人いるのか」

教育長「年休の取得が5日未満であった教員は、令和元年においては、県立学校のうち高等学校では1,207人中302人で、その割合は25.0%、特別支援学校では540人中33人で、その割合は6.1%であった。

令和2年は、高等学校では1,253人中391人で、その割合は31.2%、特別支援学校では562人中75人で、その割合は13.3%であった。

なお、令和元年と令和2年を比較し、高等学校と特別支援学校において年休の取得が5日未満の割合が増加している理由としては、昨年度当初、新型コロナウイルス感染症防止のための臨時休校措置がとられたことから、児童生徒の学びの確保を目的として、夏休み等の長期休業日を授業日に振り替えたことも、その一因として考えられる。

また、**市町立小中学校では、教職員の休暇等の服務については市町教育委員会が監督していることから、これまで、県教育委員会は年次休暇の取得状況の報告を求めておらず、現段階では詳細を把握していない**

三野県議「小中学校では実態も把握していないとのことである。県教委として、市町教委を指導する立場として把握していないのはいかがなものかと考える。公務職場においても全員の職員が年休取得5日以上の取組みを推進するべきだと考えるが、いかがか」

教育長「年次休暇の取得促進は県教委としても実施していく必要があると考えている。働き方改革の中でも、できるだけ休みを取れる体制にするため、夏休み期間中にすべての県立学校において3日間、市町立小中学校においては3日間以上の学校閉庁日を既に設けている。年休取得5日以上の取組みに関しては、引き続き校長会等の場を利用して積極的な取得・活用を促していきたいと考えている。さらに、本年度から年次休暇の付与日を9月1日に変更し、**夏休み中に年次休暇を取得しやすくする予定であり、今後、取得状況の把握と取得率の向上に一層努めてまいります**

当然、時間外在校等時間が月45時間超、80時間超、年360時間超である割合や、年次休暇取得日数5日未満の割合などの教員の勤務状況の実態を継続して把握していくことが非常に重要。まとめたものは定期的に出す

三野県議「本気で教職員の働き方改革を進めるのであれば、この「働き方改革プラン」を、目標だけ改定するのではなく、

年間の数字を、参考資料も含めてきっちり見直していくべきではないかと考える。

1年単位の変形労働時間制を4月に条例化したのが、前年度の労働時間を把握していなければ、1年単位の変形労働時間の対象となる教職員を絞れなくなる、ということが文部科学省のガイドラインでは記載されている。しかし、小中学校は、市町教育委員会が主体であるため県教委は知らないというのはおかしいと思う。条例も作り、それを普及させるという立場上、いわゆる管理する役割があると考え。

また、なぜ年休取得とか、時間外勤務を把握しなければならないかは、もし1年単位の変形労働時間の対象になった教職員は、夏休みなどに、公休日をまとめて取得しなければならない。そうすると、年休取得より公休日が優先され、5日未満の人が多くなるのではないかと考える。

さらに、免許更新も今大きな問題にはなっている。

以上のように、計画的に実施しなければ、さまざまな問題があると思う。そういう意味で、教職員の働き方改革をするためには、時系列的に把握しながら、取り込むことが、必要だと考える。今後、この働きかけプランの進捗状況を毎年見直していくとか、プランⅡを作るということが大事だと考えるが、いかがか」

教育長「プランとしては、途中で変更はしたが、令和2年度末までという期限であり、今後は、現在策定を進めている「次期香川県教育基本計画」において、「教職員の働き方改革の推進」を取組みの一項目として掲げることにより、さらに教職員の働き方改革を推進していきたいと考えている。

当然、教育基本計画の推進にあたっては、委員御指摘のとおり、時間外在校等時間が月45時間超、80時間超、年360時間超である割合や、年次休暇取得日数5日未満の割合などの教員の勤務状況の実態を継続して把握していくことが非常に重要と考えており、これらの進捗を見ながら、より効果的な取組みを推進できるよう努めていきたい」

三野県議「内部だけでされても困り、やはり公表してもらわないといけない。例えばこの参考資料の45時間超えや、過労死の80時間超えとか、年間360時間など、どう推移しているのかを分析しないと、変形労働時間もできないのではないかと。年休の5日以上取得についても、できるかどうか疑問である。年休取得についても、公務職場では罰則がないとはいえ、民間職場では罰則規定を設けて義務付けしているのだから、5日以上は取得しなければならない。そうでなければ、民間に顔向けできない。

そういう意味で、毎年でもいいので、きちんと報告する場がなければいけない。」

教育長「先ほど申し上げた通り、そうした数値を把握しなければ、働き方改革についても学校現場で皆が頑張っているが、それが目に見えない。当然、まとめたものを、定期的に出せるようにしてまいりたい」

三野県議「やはり私は、一度にできるとは思っていない。すぐやらなければならないと思うことは間違いであり、少しずつでも良くなっていると示すことが大事である。教職員に数字を公表し、自分にできること、学校全体でできることはなにかを考えられるように啓発することで、業務の見直しにつながるのではないかと考える。それが自己啓発になり、業務の見直しにもつながるのではないかと考える。」

業務の削減について目配せしながら取り組んできた。県学習状況調査における入力業務を業者委託に

三野県議「県は国に先駆けて35人学級を導入していることは評価したいと思うが、今後、生徒数が減少するからといって教員を減らすことなく、30人学級等も進めていかなければならない。このような大きな課題は予算の問題もあり、すぐにはできないがすぐに取り組める課題として、業務の削減がある。県・市の教育委員会主催の行事や研修の見直しが必要と

考えるが、これまでどのように取り組んできたのか、今後、どのように取り組むつもりか、伺う」

教育長「働き方改革プランを策定してから、業務の削減について目配せしながら取り組んできた。一例をご紹介します、県教育センターの研修においては、全般にわたり研修内容の精選と重点化を図ってきた。

平成29年度に対する令和3年度までの研修の削減状況としては、悉皆研修のうち2講座を廃止し、計1日分の縮減となっている。また、研修時間の縮減を行い、16講座・23種で、時間数に直すと計22.5日分を縮減している。

その他、オンライン研修の導入による移動の負担軽減を図るとともに、受講日の選択幅を広げており、また、新規採用者に対する宿泊研修を2泊3日から1泊2日へ縮減する、夏休みの研修をできる限り少なくするなどしており、大きく変わったと考えている。

あわせて、県教育委員会が実施する調査等の見直しも行っており、給与実態調査をシステムで把握するようになり、毎年度、特別支援学校で手間がかかっていた学級編成調査等について、項目を削減するとともに、記入例の充実、メールでの提出を可能としたりした。また、食生活等実態調査の集計業務を、各学校から県教委委員会事務局に一元化した。

さらに、義務教育課においては、管理職候補者研修の回数を減らすとともに、辞令交付式については、新採、新採教頭、退職者は全員に教育センターで実施していたが、これを廃止し、コロナ禍ということもあったが、令和2年度から、新採校長と退職校長のみにし、その他の者に対しては、学校で辞令交付を行った。新採の先生は教育センターで辞令を交付されて、それから各学校に戻り、各学校ではそれをずっと待っているという状況であったのだが、コロナ禍で変更を行ったところ、現場では大変感謝されたので、今後も継続することとしている。

また、**県学習状況調査における入力業務を業者委託にした。**

今後もさらに業務の削減を進めてまいりたいと考えている」

自主的な研究団体香小研中が教員の負担になっている面もあると認識している

三野県議「働き方改革プランの学校の勤務実態の中で、香川県小学校教育研究会については、「本県の教職員には、香川県小学校教育研究会をはじめ自主的な研究団体などで、(中略)長時間勤務の一因になるとの指摘もある。」と記載があり、香川県中学校教育研究会についてもほぼ同様の記載がある。働き方改革プランが出て3年が経過するが、実態として、この課題をどのように認識されているのか、伺う」

教育長「香川県小学校教育研究会、通称香小研は、昭和37年5月に発足した香川県小学校教科研究会が、昭和38年7月、香川県小学校教育研究会に名称変更を行い、教科外の部会を新たに設置し、小学校教育に関する研究活動を通じて香川県小学校教育の振興を図ることを目的に発足した。

また、香川県中学校教育研究会、通称香中研は、中学校教育に関する研究活動を通じて香川県中学校教育の振興を図ることを目的に、昭和36年5月に発足した。

現在、香川県内の小中学校等に勤務する教職員のほとんどが両研究団体の会員となっており、県内の地域ごとに7支部、また、教科・教科外ごとに香小研は23部会、香中研は21部会がそれぞれ設けられている。

両研究団体は、本県教員の指導力向上や授業研究などで、長年にわたり本県の教育力の維持・向上や、熟練教員から若年教員への教育技術の継承に貢献している面もある。一方で、**研究発表会に向けた資料準備や運営計画の作成等が、教員の負担になっている面もあると認識している**

三野県議「負担を認識して3年経過したので、どのようにしているのかを聞きたかったのだが、回答が無かった。そのま

ま放置していると解釈してしまう。

多くの研究会があり、研究発表、子どもを巻き込んだ研究授業も実施されているようで、**発表者や担当学校の先生方は大変忙しいと聞く。研究授業をする場合は、授業者を含め多くの教員が、夜、数回集まることもあり、もちろん自主的研究団体で勤務ではないのだから、もしこの過程で事故があっても公務災害の対象にもならない。**このような実態を含め、先生方の負担になっているという声も聞くが、香小研、香中研に対して、このような課題がある中で、長時間勤務の解消に向け、話し合ったことはあるのか。あるならば、どのように協議をしたのか、伺う」

教育長「香小研、香中研とは、義務教育課長が香小研、香中研の会長に会って、働き方改革プランでの記載について、長時間勤務の一因になるというような指摘も申し上げて、意識は共有している。課題についても、昨年度、香小中研の会長に対し、改善がなされるよう相談した。本年度は、従来1日開催であった夏季研修会を半日開催とした教科部会が増加したり、会場校、部会関係者に過度な負担が生じないように研修内容や運営方法を見直したりすることで、業務の縮減が図られていると伺っている」

三野県議「香小研、香中研は、県教育委員会との協議を十分理解しているのか疑わしい実態がある。ある市の香小研の研究発表、研究授業の計画では、教科ごとに担当学校の割り当てが23部会についてそれぞれあり、1回について3校ずつくらい割り当てがなされている。それが、令和7年まで計画が立てられ、各学校へ出されている。

香小研の計画は従来型を踏襲し、検証することができないシステムとなっていると考えるが、県教育委員会はどうか考えるのか」

教育長「市町教育委員会と香小研、香中研の各支部は話し合いはされていると思うが、**県教育委員会としても課題意識をもっている**ので、委員御指摘の点も含めて再度注視してまいりたい」

三野県議「令和7年まで計画を立て担当割当をしているということは人事問題まで含んでいる。単に研修でやっているというのではなく、大きな問題にからんでいると考えるので、真剣に協議してもらいたい。自主研究団体が自己啓発のために勉強するのは構わないが、**自主研究団体が、教育委員会が人事異動を検討する問題にもなりかねない計画を立てることが大きな問題点と考える。**研究発表校では担当者が決められ、その担当者が異動対象にならないよう校長が要望するなどがからんでくるのは、自主研究団体とは言えない」

県教育委員会において自主的な研究団体に補助している事例はない。市町教委が補助を行っている研究団体には、香小研、香中研、香幼研がある

三野県議「自主的な研究団体の一つである香小研、香中研に対して、これまでに、また現在、県教委や市教委から委託金や補助金を出していないか、伺う」

県教委「県教育委員会では、平成30年度まで、香小中研に対し、委託金を支出した。市町教育委員会では、両研究団体に対して、補助金を支払っていると認識している」

三野県議「私の調査では、県教委は、H14からH30まで、研究委託金として支出していたと聞いている。長年、香小研、香中研が県教育委員会と一体的な団体として研究することが、慣例として根付いている、教員もそう思っていると認識する。各市町教委からは、「教育関係団体補助金」として、一人当たりの年会費3,000円のうち、1,425円～2,925円、各市町によって異なる補助金を支出しているようだ。研究をしてもらうための補助金で、研究報告は提出されているようだ。市町教育委員会と香小研、香中研は一体的なものとみなされる。

各市町教委が補助している金額がバラバラであるが、補助金の設定の根拠は把握しているか。また、香小研、香中研に

全教員は入っていないが、加入していない教職員も含めて補助金を出していないか、伺う」

県教委「調べてみると、一人当たりの補助金額は千差万別ということではない。いくつかの市町では高い設定金額で、残りの市町は1,425円というふうに分かれている。なぜそうなっているかについては、長い歴史の中でさまざまないきさつがあったと思うが、根拠については把握していない。市町教育委員会にとっては小中学校の教員に対して研修を実施することに関して、香小研、香中研がこの役割を担っている側面もあるのではないかと考える。

また、各市町教育委員会の補助金の積算は、会員になっている教員数を基にしていると聞いている」

三野県議「市町教育委員会が、設定根拠があいまいなものに補助金を出すことはおかしい。長年の慣例として行ってきた積み重ねがこの実態になっている。香小中研が教育委員会の一部として機能しているということではないかと思えてならない。従来の踏襲とならないよう、市町教育委員会は整理をし、補助金の設定根拠を明確にして、さらに、今の研究計画が過度ではないかなど見直す必要がある。働き方改革が進展するよう、県教育委員会が指導力を発揮してもらいたい。

あわせて伺うが、自主的な研究団体の一つにこのような多額の補助をしているが、他にもあるか」

県教委「県教育委員会において自主的な研究団体に補助している事例はないと承知している。

市町教育委員会が補助を行っている研究団体には、香小研、香中研の他に、香川県幼児教育研究会（香幼研）があると聞いている」

長時間勤務の一因になるとの指摘、市町教委や香小中研と再度、話し合いをしてまいりたい

三野県議「働き方改革と勘案して質問をしてきたが、長年の積み重なってきた判例慣行が教職員の間に染みついている、また、それを指導する研究団体の役員にもしみつき過ぎていることが問題であると考え。その考え方を変えていかなければ、働き方改革プランは進行しないと思う。

あくまでも自主研究団体であるならば、自主的に会員自ら研究する団体であって、市町に対し研究報告まですることはおかしいと思うし、半行政という形で、強制力が働いていると言わざるをえず、任意団体に税金を払って研究させることは、そこに強制力が働くためおかしいと考える。

そしてまた、研究発表が最大目的化され、研究発表研究報告で立派に事業をし、立派に報告したら、それが自分のモチベーション向上につながるかもしれないが、それを出世のためにすべきだと思っているならば、本末転倒である。しかし、このような状況があるように思えてならない。本来の学校教育より研究を重視している教員や指導者がいるのではないか。

私は、そこを変えていかなければならないと考え、最後にもう一度伺うが、香小研・香中研に対し、今後、これまでの状況や働き方改革プラン、私の質問の内容も含め、今後どのように取り組んでいくのか伺う」

教育長「働き方改革プランには、長時間勤務の一因になるとの指摘もある。一方で、香小研、香中研は、本県の高い教育力の維持・向上に貢献してきた団体であることも評価しなければならない。市町教育委員会や香小中研と再度、話し合いをしてまいりたい」

三野県議「香小研、香中研については、削減したらいいというのではなく、**県教育委員会が、人事や補助金などの問題を整理したうえで、教員の働き方改革につないでほしい**ということを要望する」

7.21 県人事委員会独自交渉 教員の時間外勤務時間の把握を

日教組香川は、7月21日(水)県人事委員会(委員長 関谷利裕)と独自交渉を行い、嶋村委員長、高木、作江両副委員長、松下組織拡大オルガナイザーの計4名が参加しました。今回は、5月10日の五者共闘での交渉を踏まえて、重点6項目に絞り、交渉に臨みました。

関谷委員長からは、要求を受け止めて検討していきたいとコメントがありました。以下、「」が要求項目です。

「学校現場において適正な勤務時間管理の確保を徹底されるよう、必要な調査や検査を行い、教育職員の超過勤務時間を数値で報告すること」「管理職員による、法令に基づく厳格な勤務時間管理を徹底し、教育職員の常態化した長時間勤務を解消させる責務があることを報告すること」

この間、県人事委員会は、給特法を盾に、教育職員の超過勤務時間を把握してきませんでした。しかし、昨年4月から教育職員に「時間外在校等時間」での上限が設定されたので、超過勤務時間を把握し、学校現場に対しての労働基準監督署機関の権限を持つ人事委員会の役目を果たしていただくよう強く要望しました。

「学校現場で働くLGBTや障害のある教育職員が働きやすくするための職場環境の改善などを進めるよう報告に盛り込むこと」

働きやすい職場環境の推進として、

多目的トイレの設置は、教職員だけでなく、児童・生徒も使うことができ、その設置により学校という場所が誰でも来ることができる場所となることを説明しました。

「長期不妊治療休暇の日数に関しては、厚生労働省の「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりマニュアル」にあるように生殖補助医療では、女性の通院が12日必要なことから、当面、12日に延長するよう報告すること。」

現在、香川県では、不妊治療について6日間の特休が取れますが、茨城県では、1年間の特別休暇が取れ、取得者が産休、育休に移行している例があります。治療の日数や専門の病院への通院など治療されている方への負担はたいへん大きいものがあり、回りに気遣いすることなく、安心して休める体制作りが必要です。当面、厚生労働省



が報告した12日を自治労、県職連合とも連携しあって、取組をしていきます。

「ハラスメント対策として、任命権者が調査、対応できない事案に関しては、苦情相談として、紛争解決に向け、人事委員会が積極的な役割を果たすこと」

ハラスメントがあった後の対応のまずさ、調査がたらい回しされている現状を報告し、安心して働ける職場づくりの大切さを訴えました。

「学校事務職員に22条講師が多い現状から、その専門性をさらに有効に活用できるよう、受験年齢の引き上げを行うこと」

県下に40数名いる学校事務職員の22条講師の方々に、正規採用の道が開けられるよう、受験年齢引上げを要望しました。

今後は、8月に予定されている国の人事院勧告を踏まえた、県人事委員会勧告に向け、共闘団体と折衝を続けていきます。

平和憲法を生かした 教科書採択を求める 要請書と署名提出

7月6日(火)「香川の子どもと教科書ネット」「民主教育をすすめる香川県県会議」など4団体は、県教委に対して、「香川の未来を担う子どもたちにふさわしい平和憲法を生かした教科書採択を求める要請書」と署名18303筆の提出を行いました。県教委は、金子高校教育課長が対応し、「教育長にしっかり伝える」と回答がありました。

以下、要請書の項目です。

1. 高校の教科書については、引き続き各高校の教員の意見に基づいた採択を行ってください。
2. 香川県教育委員会においては、教科書採択における教育委員会審議会の議事録には、発言される教育委員の氏名が明記されるように改善されました。さらに進めて教科書採択時の教育委員会審議会を公開してください。
3. 県教育委員会、さらに17教育委

香川県公務労協6.22交渉&7.16総会 公務員職場のなかまと共に

香川県公務公共サービス労働組合協議会(略称「香川県公務労協」、県内の日教組、自治労、全水道、全農林、四国国税、全財務、林野労組、国交労組、政労連が集まる協議会)は、6月22日(火)、人事院四国事務局と2021年度の交渉を行いました。また、7月16日(金)、サンポートホール高松で、総会を行いました。

人事院四国事務局との交渉では、井出議長(自治労香川)から、コロナ禍における安心・安全に働くことのできる勤務環境の整備や必要な要因と適切な賃金・労働条件の確保が喫緊の課題であると趣旨説明がありました。

日教組香川からは嶋村委員長が出席

し、教育職員の超過勤務時間実態等を報告しました。

また、総会では、井出議長から、人事院勧告として、一時金のマイナス、賃金改訂見送り予想がある。公務員としてできることを考えていこう!とあいさつがありました。来賓の森連合香川会長からは、総選挙が近い中、小川、玉木両衆議院議員の必勝への取り組みに関してお願いがありました。議事は、段ノ上事務局長(四国国税)から昨年度の報告、小野事務局次長(自治労香川)から今年度の方針および新役員の提起があり、承認されました。

新役員では、嶋村委員長が副議長、高木副委員長が幹事に再任されました。

員会が、「教育勅語」を賛美するモラロジー研究所の研究会を「後援」すること、又、教育長をはじめ、教育委員

会関係者が当会の研究会に参加されていらっしゃる地区は、それを中止してください。

気もちよく安心して働けていますか？

電話相談会

8月はお休み

相談には臨床心理士が
あたります！



電話やメールで受け付け中、おりかえし連絡します！

パワハラ、セクハラ、マタハラなど、職場の人間関係で気になることなど、お気軽にご相談ください。日教組香川役員、臨床心理士が対応させていただきます！！

😊 新型コロナウイルス感染症対策のため、JTU-カフェは当分 **お休み** させていただきます 😊

☎ フリーダイヤル：0120-27-5925

総合共済

月掛金900円

契約期間5年で、実質月掛金は500円になります

たとえばこんなとき、自転車で他人にケガを負わせてしまったら？

<p>日常生活で</p> <p>「個人賠償責任補償」があなたとご家族を守ります</p>	<p>お子さまが通学中に</p> <p>「教職員賠償責任補償」があなたを守ります</p>
---	--

総合共済は「自転車保険」としてもご利用いただけます！

総合共済なら、日常の賠償事故も
業務中の賠償事故も
最高3,000万円まで補償！

それ以外にも役立つ補償が10種類
ついています！

※総合共済は、教職員共済の「総合共済」と、損害保険ジャパン株式会社の「傷害総合保険」「業務過誤賠償責任保険」を組み合わせたものです。
※この広告は概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください。

承19-企-25(1910) SJNK19-08956(2019.11.01)

資料請求はこちらから
スマホからもカンタンです！



教職員共済

検索

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 東四国事業所

〒760-0004 高松市西宝町2丁目6-40 香川県教育会館
電話 0120-27-8140 FAX0800-200-2207

日教組香川教育研究集会 2021

たのしい現代社会の基礎知識

&リポート発表



日時 2021年9月4日(土) 10:00~16:30

会場 穴吹学園ホール(旧高松テルサ)3F 視聴覚室

高松市屋島西町2366-1 (TEL 087-844-3511)

参加費 500円(組合員無料)

10:00~12:00 リポート発表
 13:00~16:30 二階堂泰全さん講演会
 ①第二次世界大戦後の韓国・朝鮮
 ②仮説実験授業と宗教
 ※午前のみ、午後のみ参加もできます

講師紹介

二階堂泰全(にかいどう やすまさ)
 岡山県笠岡市在住。小学校・中学校教諭を経て、退職後、社会科学・歴史の講演に全国各地で活躍。仮説実験授業の視点で社会のことを分かりやすく語る。仮説実験授業全国委員。

参加ご希望の方は下記よりお申し込みください。

TEL 0120 - 27 - 5925 <http://www.jtu-k.com/>

お電話での受付は平日 13時~17時までに。時間外は留守番電話対応になります。

次期衆議院選挙 香川1区

衆議院議員 小川淳也
(立憲民主党香川県総支部連合会代表)

人間の個性を大切に、子どもを産み育てたいと思う社会にしよう！
子どもの個性を育む学校教育をつくり、多様な選択肢を確保したいと考えています。そして、子どもは社会で育てるという価値観を、子育て家庭への経済的な支援により具体化します。さらに、大学の授業料引き下げや奨学金の充実により教育費負担の低減と人材育成の活性化をめざします。

教職員一人ひとりが主人公になる時だ 推薦決定！ 国会に私たちの代表を！

6月19日、日教組香川は、第37回定期大会で、次期衆議院選挙香川一区に小川淳也さん（衆議院議員、立憲民主党香川県総支部連合会代表）また来年の参議院選挙に古賀ちがげさん（日教組推薦、元小中学校教員）の推薦決定をしました。

古賀こが ちがげ

子ども 暮らし 平和



参議院候補 予定者

ごあいさつ

私は、30年間、教員として働いてきました。子どもたちのゆたかな学びがかなえられる学校づくりがしたい、日々奮闘する教職員を応援するために頑張りたいという思いで、新たな舞台に挑戦することを決意いたしました。

また、格差が大きくなっていることを危惧しています。安定した雇用と継続した社会保障の充実は不可欠です。誰もが、ゆたかに、安心して暮らしていける平和な社会の創造にとりくんでまいります。

みなさま、今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

古賀ちがげ

子ども、暮らし、平和

☆ 古賀ちがげのプロフィール

- 1966年 福岡県久留米市生まれ14高校卒業まで久留米で育つ
- 1989年 熊本大学教育学部官能科を卒業し福岡県内の小中学校で教職に就く
- 2003年 福岡県教職員組合講師連絡会メンバー・結成準備世話人として臨時採用教職員の組合結成にむけとりくむ
- 2005年 福岡県教職員組合臨時採用教職員部長
- 2009年 福岡県教職員組合臨時採用教職員部長
- 2012年 福岡県教職員組合朝倉支部執行委員
- 2018年 日本教職員組合専門委員
- 2020年 日本教職員組合特別執行委員

